

告 示 第 9 号

令和7年7月17日

鹿児島市船舶事業管理者

船舶局長 橋 口 訓 彦

鹿児島市船舶事業会計システム及びサーバー機器リース契約に係る
制限付き一般競争入札について（公告）

鹿児島市船舶事業会計システム及びサーバー機器リース契約に係る制限付き一般競争入札を下記のとおり行うことについて、本入札に参加する者に必要な資格を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき次のとおり定めたので、同令第167条の5第2項及び第167条の6第1項並びに鹿児島市船舶局契約規程（平成17年規程第2号）第1条に基づき準用する鹿児島市契約規則（昭和60年規則第25号）第3条の規定により公告します。

なお、本契約に係る制限付き一般競争入札に参加する資格を得ようとする者は、下記の要領により制限付き一般競争入札参加資格審査申請書及び関係書類を提出してください。

記

1 入札に付するリースの概要等

(1) リースの概要

鹿児島市船舶事業会計システム及びサーバー機器リース

(2) 契約期間

契約期間 契約締結の日から令和12年10月31日まで

準備期間 契約締結の日から令和7年10月31日まで

履行期間 令和7年11月1日から令和12年10月31日まで（60月）

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

2 入札に参加する者に必要な資格

次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) この公告の日（以下「公告日」という。）から入札参加資格審査申請の受付期限の日までの間において、鹿児島市船舶局業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成16年11月1日制定）その他の本市で定める指名停止に関する規程に基づく指名停止又は鹿児島市船舶局が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年4月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (3) 公告日以後に会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 公告日において、納期の到来している市税を完納していること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿の大分類「10 物品の賃貸借」のうち小分類「01 電算・事務機器賃貸借」に登録があり、指名競争入札参加資格を有する者であること。
- (8) 鹿児島市に保守業務の事業拠点（保守業務を委託する場合の保守業者の事業拠点を含む。）を有し、かつ、当該事業拠点に1名以上の技術担当職員が常駐し、故障時の即応体制がとれること。
- (9) 令和4年度以降に、国、地方公共団体、独立行政法人等又は民間企業が行う本業務と類似した業務の受託実績を有していること。

3 入札参加希望の申請方法等

- (1) 本入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を所定の期日までに持参のうえ鹿児島市船舶事業管理者に提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、所定の期日までに申請書等を提出した者で、入札参加資格があると認められたものでなければ、本入札に参加することができない。
 - ア 制限付き一般競争入札参加資格審査申請書（様式あり）
 - イ 機能等証明書・提供機器名一覧（提供する機器が、仕様条件を満たしている旨を記載したもの。様式あり）及び提供機器の詳細の分かるカタログ（仕様条件に該当する部分にマーカー等で印を入れたもの）
 - ウ 納入証明書（契約開始日までに提供機器を納入できることの証明書。様式あり）
 - エ 鹿児島市が発行した市税に滞納のないことの証明書
- (2) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (3) 提出された申請書等は、返却しない。

4 申請書等の交付及び受付期間等

(1) 交付及び受付期間

公告日から令和7年7月25日（金）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

(2) 交付及び受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 交付及び受付場所

鹿児島市桜島横山町61番地4

鹿児島市船舶局総務課経理係（桜島港フェリーターミナル2階）

ホームページ <https://www.city.kagoshima.lg.jp/sakurajima-ferry/>

(4) 提出部数

各1部

(5) その他

交付する用紙は、全て本局ホームページにおいて入手することができる。

5 入札参加資格の審査及び通知等

(1) 入札参加資格は、提出された書類により審査し、その結果は令和7年7月29日（火）までに通知する。

(2) 入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日から7日以内に鹿児島市船舶事業管理者に対して、入札参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる。なお、説明を求める場合には、土曜日及び日曜日を除く4(2)の受付時間内に受付場所に書面を持参して行わなければならない。

(3) (2)の説明を求められたときは、説明を求められた日から7日以内に書面により回答する。

6 仕様書の閲覧及び質疑応答

(1) この契約の仕様書（以下「仕様書」という。）は、公告日から令和7年7月31日（木）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）の間、鹿児島市船舶局総務課及び本局ホームページにおいて閲覧に供する。

(2) 仕様書に関して質問がある場合には、質問書様式に質問事項を記載し、電子メールの送信により行わなければならない。

ア 受付期間及び受付時間

公告日から令和7年7月25日（金）午後5時15分まで

イ 受付電子メールアドレス

spsou-keiri@city.kagoshima.lg.jp

ウ 質問書様式交付場所

本局ホームページにおいて入手することができる。

- (3) (2)の質問とそれに対する回答は、質問を受け付けた日から3日（土曜日、日曜日、祝日を除く。）以内に本局ホームページ上に掲載し、その期間は掲載の日から令和7年7月31日（木）までとする。

7 入札説明会

実施しない。

8 入札の日時及び場所

(1) 日時

令和7年8月6日（水）午前10時

(2) 場所

桜島港フェリーターミナル1階多目的ホール

9 入札方法

- (1) 郵送及び電信による入札は、認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、3回までとする。

10 入札保証金

鹿児島市契約規則第5条第3号の規定により免除とする。

11 最低制限価格

設定しない。

12 低入札調査基準価格

設定しない。

13 開札の日時及び場所等

開札は、8の日時及び場所において行う。

1 4 入札の無効等について

(1) 次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者及び申請書に虚偽の記載をした者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 記名のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札

エ 2 以上の入札書（他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む。）による入札

オ 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

カ 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札

キ 再度入札における前回の入札の最低金額以上の金額による入札

ク 明らかに連合によると認められる入札

ケ その他入札に関する条件に違反した入札

(2) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状を提出すること。

(3) 初度又は再度の入札に参加しなかった者、入札に関する無効事項に該当する者及び失格した者は、当該契約に係るその後の再度入札に参加することができないものとする。

(4) 同価入札をした者は、くじによる落札決定においてくじを辞退することはできない。

(5) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

1 5 落札者の決定

予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。

1 6 契約締結の申出期限等

落札者は、落札決定の通知を受けた日から 5 日以内に契約に必要な書類を提出しなければならない。

1 7 問い合わせ先

〒891-1419 鹿児島市桜島横山町61番地4

鹿児島市船舶局総務課総務係（桜島港フェリーターミナル2階）

電話 099-293-4782（直通）

ホームページ <https://www.city.kagoshima.lg.jp/sakurajima-ferry/>

電子メール spsou-keiri@city.kagoshima.lg.jp